

関連要綱等

- 条例第 4 条第 3 項第 2・3 号について・・・P 3
- 条例第 4 条第 3 項第 4 号について・・・P 4
- 関連要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5

条例第4条第3項第2・3号について

意思疎通支援部会の内容に基づき、業務内容を提案してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syougai-plan/ishisotuushiennbukai.html>

条例第4条第3項第4号について

事業実施に当たっては、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下、「手話言語条例」という。）をもとに、府が実施してきた事業の方向性に基づき、業務内容を提案してください。

【大阪府の取組みについて（難聴児早期支援を含む）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/5280/shiryo.pdf>

【手話言語条例について】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/syuwagengojoyourei.html>

【難聴児早期支援の中核機能拠点について（項目はページ中段）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/index.html>

【参考資料】

1. 府が実施してきた事業の方向性

- 大阪府における難聴児の早期発見・早期支援の推進について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/62829/04-shiryo1-2.pdf>

- 手話言語条例及び難聴児早期支援の取組み

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/62829/06-shiryo2.pdf>

2. 国の動き

- 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000902483.pdf>

- 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000902484.pdf>

関連要綱

- 大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱・・・・・・・・P 7

- 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱・・・・・・・・P 9

- 大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の
確保に関する要綱・・・・・・・・・・P 1 6

- 大阪府聴覚障がい者に対する意思疎通支援者の
派遣に関する要綱・・・・・・・・・・P 2 0

- 大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の
確保に関する要綱・・・・・・・・・・P 2 5

- 大阪府失語症者向け意思疎通支援者の
養成研修事業に関する要綱・・・・・・・・P 2 8

- 大阪府失語症者向け意思疎通支援者の
派遣に関する要綱・・・・・・・・・・P 3 1

- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の
確保に関する条例第3条の規定に基づき実施する聴覚に
障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る
機会の確保等の取組みに関するタスクフォースに関する
要綱・・・・・・・・・・P 3 5

- 大阪府聴覚障がい児手話言語獲得支援者養成確保等に
関する要綱・・・・・・・・・・P 3 7

○大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（以下「盲ろう者」という。）の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援する通訳・介助者（以下「通介者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 前条の事業の実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、前条の事業の実施に当たっては、当該事業の実施に関し、盲ろう者への深い理解と経験を有し、障がい者や障がい者団体への総合的な相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

(養成研修等)

第3条 府は、第1条の事業の実施に当たっては、通介者を養成し、確保するための研修として養成研修及び現場実習（以下「養成研修等」という。）を実施するものとし、養成研修等を修了した者に修了証書（様式第1－1号）を交付するものとする。

2 府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条第2項及び第3項により登録された者に対し、技術等を向上させるための現任研修を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書（様式第1－2号）を交付するものとする。

3 府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第4条第6項に該当する者に対し、第1号に定める養成研修等で習得した技能等の保持状況を確認するため、現任実習を実施する。

(研修対象者)

第4条 養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

- 一 府内に居住、通学または勤務その他活動の場を有する者であること。
- 二 盲ろう者福祉に熱意があり、通介者として活動することを誓約する者であること。

(研修内容)

第5条 養成研修の内容は、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成25年3月25日付障企自発325第1号）の「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」に基づき編成するものとする。

(事務の協力)

第6条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、盲ろう者団体をはじ

め関係機関と密接に連携・協力することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（年齢を問わない。以下「盲ろう者」という。）に対して、その意思疎通を支援（以下「通訳」という。）し、及びその外出時において、当該盲ろう者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護（当該外出時の排せつ・食事等の介助その他の当該盲ろう者の外出時に必要な援助を含む。以下「介助」という。）を行う者（以下「通訳・介助者」という。）を派遣する事業を実施するために必要な事項を定めることにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

（実施主体等）

第2条 前条に定める事業の実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、前項の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、盲ろう者への深い理解と経験を有し、障がい者や障がい者団体への総合的な相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

3 府は、前項の委託に当たっては、受託者に対し第3条から第17条に規定する業務のほか、通訳・介助者の派遣に関する調整を行わせるものとする。

（利用の登録等）

第3条 通訳・介助者の派遣の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者であって、通訳・介助者の派遣が必要と認められるものとする。

一 大阪府内に居住する者であること。

二 身体障害者手帳の1級又は2級の盲ろう者であること。

2 前項に該当する者が、通訳・介助者の派遣を受けようとするときは、あらかじめ大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者登録書（様式第1号。以下「登録書」という。）により、府に登録しなければならない。

3 府は、登録書を受理したときは、利用者登録台帳に登録し、適切に管理するものとする。

（通訳・介助者の登録）

第4条 通訳・介助者になろうとする者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者登録申請書（様式第2号。以下「登録申請書」という。）を添えて、府にその旨を申請しなければならない。なお、すでに提出している登録申請書の記載内容に変更があった場合も同様とする。

2 府は、前項の申請が次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合は、当該申請をした者を通訳・介助者として登録するものとする。

一 大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第1項の修了証書の交付

を受けた者であること又はそれと同等と認められる者であること。

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

三 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

3 前項の登録は、当該登録をした年度の 3 年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第 3 条第 2 項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

4 知事は、前 2 項により登録された者に大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証（様式第 3 号。以下「通訳・介助者登録証」という。）を交付するものとする。

5 府は、通訳・介助者登録証を交付したときは、登録申請書に記載されている事項を通訳・介助者登録台帳に登載し、適正に管理し、その登録状況を利用者に情報提供するものとする。

6 通訳・介助者のうち、第 2 項の登録をした後に通訳・介助者として一度も活動しなかった者及び通訳・介助者として最後に活動した日の翌日から 3 年間、活動実績のない者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第 3 条第 3 項に定める現任実習を受講し修了しなければ、通訳・介助者として活動できないものとする。

7 通訳・介助者は、通訳・介助者登録証の記載内容に変更があったとき又は通訳・介助者登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証再交付申請書」（様式第 4 号）を提出し、通訳・介助者登録証の再交付を受けなければならない。

8 府は、利用者が大阪府管外に旅行する際には、旅行先の都道府県において通訳・介助者として活動している者であって適切と認められるものに当該利用者への通訳・介助を当該旅行する都道府県を通じて依頼することができる。この場合において、第 1 項から第 3 項の規定に関わらず、次条から第 16 条までの規定は、当該通訳・介助を行った者に適用するものとする。

（派遣時間等）

第 5 条 第 3 条第 3 項の規定により登録を受けた者（以下「利用者」という。）の通訳・介助者の派遣時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 1 年間の派遣時間の合計の上限 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間で 1,080 時間（ただし、年度途中で第 3 条第 3 項の登録を受けた場合は、当該登録を受けた月を含む当該年度の残月数に 90 時間を乗じて得た時間を限度とする。）

二 1 日当たり派遣時間の合計の上限 8 時間（利用者が事前に通訳・介助者及び府の了解を得ている場合を除く。）

2 府は、利用者に対し、その利用状況に応じ、原則として、3 月、6 月、9 月、12

月に必要な枚数の大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣・利用券（様式第5号。以下「利用券」という。）を配布するものとする。

3 府は、1枚の利用券に対して、1人の通訳・介助者を派遣するものとする。ただし、1回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね1時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、1枚の利用券に対して、2人の通訳・介助者を派遣することができる。

（派遣の申請等）

第6条 通訳・介助者の派遣を申し込もうとする利用者は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書（様式第6号。以下「申込書」という。）により、申し込むものとする。この場合において、申込書の提出が困難であるときは、電話その他の手段により申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができる。

2 府は、前項の申込書の内容が適正と認められる場合であって、次の各号いずれにも該当しないときは、通訳・介助者を選定し、派遣するものとする。

一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

ロ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳

ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

二 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

三 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

3 前項の派遣を受けることができる場合において、当該利用者は、自ら通訳・介助者の選定をすることができるものとする。この場合において、当該利用者はその依頼内容を府に報告しなければならない。

4 前2項において選定される通訳・介助者は、当該利用者の同居の者又は家族以外の者から選定されなければならない。

5 当該利用者が通訳・介助者の派遣を受けたときは、1時間あたり1枚の利用券を当該派遣された通訳・介助者に提出するものとする。ただし、当該派遣を受けた時間に30分未満の端数が生じたときは、次の各号に掲げる方法により取り扱うものとする。

一 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分に満たないとき 当該利用者は、実際の派遣に要した時間を利用券に明記して、当該利用券（以下「30分利用券」という。）を当該派遣された通訳・介助者に提出することができる。

二 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分以上1時間未満のとき 1時間として取り扱うものとする。

三 当該1日のうちで派遣を受けた時間の合計が1時間以上のとき 30分未満のものは切り捨て、30分以上1時間未満のものは1時間として取り扱うものとする。

第7条 通訳・介助者は、業務終了後1週間以内に大阪府盲ろう者通訳・介助者活動報告書（様式第7号。以下「活動報告書」という。）と、当該派遣にかかる利用券を府に郵送にて提出しなければならない。

2 府は、通訳・介助者から提出された活動報告書及び利用券について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

（活動手当及び実費弁償）

第8条 府は、通訳・介助者の1月分の活動の対価（以下「活動手当」という。）を、次の各号に掲げる方法により、その翌月20日までに、通訳・介助者に支払うものとする。この場合において、府は、活動手当等の支払明細書を事前に送付するものとする。

一 利用券1枚当たりの活動手当 1,450円

二 30分利用券1枚当たりの活動手当（記載されている時間の合計（以下、この項において「合計時間」という。）が15分に満たない場合） 360円

三 30分利用券1枚当たりの活動手当（合計時間が15分以上の場合） 720円

2 府は、前項の活動に関し、当該通訳・介助者の自宅から業務開始地点まで及び業務終了地点から自宅までに要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる実費を弁償するものとする（ただし、1日当たり2,000円を上限とする。）。

（費用等）

第9条 通訳・介助に係る費用等の扱いについては、次によるものとする。

一 通訳・介助者の派遣に係る利用者の費用 無料

二 通訳・介助者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する交通費、入場料その他の費用 利用者の負担（通訳・介助者に係るものを含む。）

三 通訳・介助者の派遣を受けて行った活動において、通訳・介助者の責に帰すべき事由により利用者の受けた損害 通訳・介助者の負担

（通訳・介助の質の確保）

第10条 通訳・介助者は、利用者に対する通訳・介助を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 通訳・介助に専念すること。

二 利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資すること。

三 通訳に当たって、正確性及び即時性の確保を期すこと。

四 介助に当たって、利用者の安心と安全の確保を期すこと。

五 業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。

六 この要綱の規定を遵守すること。

2 利用者は、通訳・介助者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その旨を府に通報することができる。

（報告等）

第 11 条 府は、前条第 2 項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、通訳・介助者に対し報告を求めることができる。

（是正指導）

第 12 条 府は、通訳・介助者が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 第 4 条第 2 項の登録の基準を満たしていないと認めるとき。

二 第 6 条第 2 項の選定の打診があったとき、正当な理由がないのにこれに応じないとき。

三 第 7 条第 1 項の期限までに活動報告書の提出をしないとき。

四 第 7 条第 2 項の確認に正当な理由がないのに応じず、又は確認の結果、事実との相違が認められたとき。

五 第 10 条第 1 項各号の事項を遵守しないとき。

六 前条の報告に正当な理由がないのに応じず、又は報告の結果、府が必要と認めるとき。

（通訳・介助者の登録等の停止）

第 13 条 府は、通訳・介助者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該通訳・介助者の登録を停止することができる。

一 前条に定める是正指導のために必要があるとき。

二 前条に定める是正指導に正当な理由がないのに従わないとき。

三 この要綱の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくはそそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 府は、前項の規定により登録を停止したときは、その旨を利用者に公表しなければならない。

（登録の抹消）

第 14 条 府は、通訳・介助者が次の各号いずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- 一 前条第1項第2号又は第3号に該当し情状が重いとき。
- 二 前条第1項の登録の停止に違反したとき。
- 三 第4条第2項各号の要件を満たさなくなったとき。
- 四 不正の手段により第4条第2項の登録を受けたとき。

2 府は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を利用者に公表するものとする。

3 府は、利用者又は通訳・介助者から大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者又は通訳・介助者登録辞退届（様式第8号）による届け出があったとき又は通訳・介助者が第4条第3項により登録の効力を失ったときは、その登録を抹消することができる。

（活動手当等の返還）

第15条 府は、第12条に定める是正指導、第13条第1項に定める登録の停止又は前条第1項の登録の抹消をした場合に、必要と認めるときは、当該通訳・介助者又は通訳・介助者であった者に第8条の活動手当又は実費弁償の返還を請求することができる。

（秘密の厳守）

第16条 通訳・介助者は、その登録の効力を失い、又は抹消された後も、業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（事務の協力）

第17条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、盲ろう者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第 12 条第 1 項の規定により行った登録及び同条第 2 項の規定により行った登録の更新については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、この要綱第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前要綱第 12 条第 5 項の規定により登録を行った者の登録及びその派遣については、この要綱第 4 条第 7 項前段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

○大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第1項の規定により、法第77条第1項第6号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者（以下「手話通訳者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、「特に専門性の高い意思疎通支援」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

(実施主体等)

第3条 第1条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、第1条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

(養成研修等)

第4条 府は、第1条の事業の実施に当たっては、手話通訳者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者（以下「修了者」という。）に手話通訳者養成研修修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

2 養成研修講師は、大阪府手話通訳者養成等講師（以下「講師」という。）として府に登録している者、又は、これと同等と府が認める者とする。

3 府は、次の各号のいずれにも該当する者を講師として登録することができる。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三 講師となるための講座等であって府が認めたものの修了者、又は、これと同等以上の資質及び能力を有する者であると府が認めるものであること。

4 府は、前項の登録を受けた者に大阪府手話通訳者養成等講師登録証（様式第2号。以下「講師登録証」という。）を交付するものとする。

5 講師は、講師登録証の記載内容に変更があったとき又は講師登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話通訳者養成等講師登録証再交付申請書」（様式第3号）を提出し、講師登録証の再交付を受けなければならない

6 府は、講師から「大阪府手話通訳者養成等講師登録辞退届」（様式第4号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

（研修の対象者）

第5条 養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

一 府内に居住、通学または勤務その他の活動の場を有する者であること。

二 概ね市町村の手話通訳者（十分な活動 実績等のある手話奉仕員）と同等以上の手話力のある者であること。

三 大阪府登録手話通訳者としての活動をめざして、向上心と責任感を持って受講できる者であること。

（登録試験の実施等）

第6条 府は、研修修了者、又は、これと同等と府が認める者に対し、必要な技術を有しているか審査するための大阪府手話通訳者登録試験（以下「登録試験」という。）を実施するものとする。

（手話通訳者の登録）

第7条 府は、次の各号のいずれにも該当する者を手話通訳者として登録することができる。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三 登録試験の合格者（すでに手話通訳者として登録している者を除く。）であって、手話通訳に係る実践研修において一定の技術があると認められる者であること。

2 前項の登録は、当該登録をした年度の3年後の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修をいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。この場合において、当該更新は直前の登録を行った年度から3年後の年度でなければ受けることができないものとする。

3 府は、第1項の登録を受けた者に大阪府手話通訳者登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 第1項の登録を受けた者は、大阪府手話通訳者登録調書（様式第6号。以下「調書」という。）を提出しなければならない。

5 府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を手話通訳者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

6 手話通訳者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話通訳者登録証再交付申請書」（様式第7号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

7 手話通訳者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

8 府は、手話通訳者から「大阪府手話通訳者登録辞退届」（様式第8号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

（事務の協力）

第8条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第9条第1項から第2項の規定により行った登録及び同条第4項の規定により行った登録の更新については、平成31年3月31日までの間は、この要綱第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

○大阪府聴覚障がい者に対する意思疎通支援者の派遣に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第1項の規定により、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業のうち、法第77条第1項第6号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）を対象としてかかる事業を実施するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「意思疎通支援者」とは、大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱第7条第1項の登録を受けた者（以下「手話通訳者」という。）又は大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保に関する要綱第7条第1項の登録を受けた者（以下「要約筆記者」という。）をいう。

2 この要綱において、「特に高い専門性」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第3条 第1条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、前項の事業の実施に当たっては、当該事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能と実績を有する者に委託等して実施するものとする。

3 府は、前項の委託に当たっては、受託者に対し第4条から第16条に規定する業務を行わせるものとする。

（派遣対象者）

第4条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者であって、意思疎通支援者の派遣が必要と認められるものとする。

- 一 大阪府内（府内の政令市及び中核市を除く。）に居住する者であること。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の障害者等であって、聴覚に障がいのあるものであること。

（派遣の申請等）

第5条 意思疎通支援者の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府意思疎通支援者

派遣申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により、申請するものとする。この場合において、意思疎通支援を受けようとするもの（以下、この項において「催事等」という。）に関し、意思疎通支援を必要とする者が複数参加すると見込まれるときその他知事が必要と認めるとき（府等が実施する催事等をいう。）は、申請者に代わって、催事等の主催者又は府が申請することができる。

2 府は、前項の申請の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請の目的を達成するために必要な意思疎通支援者を選定し、派遣するものとする。この場合において、府は、申請者に対し、「意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書」（様式第 2 号）を当該申請者あて交付するものとする。

- 一 意思疎通支援を受けようとするものが特に高い専門性があると認められるもの。
- 二 営利を目的としたものでないもの。
- 三 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものでないもの。
- 四 別の手段により意思疎通支援を受けることができないもの。
- 五 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的としないもの。

3 前項の選定は、申込者の同居の者又は家族以外の者から行わなければならない。

4 市町村は、法第 77 条第 1 項第 6 号の意思疎通支援を行う者（手話又は要約筆記により意思疎通支援を行う者に限る。以下この条において同じ。）を当該市町村の圏域を超えて派遣（以下この条において「広域派遣」という。）しようとする場合において、当該意思疎通支援を必要とする業務の実施主体による負担が過重でないときは、当該実施主体に対し、その業務について合理的配慮を求めるものとする。

5 市町村は、前項の広域派遣に係る聴覚障がい者からの求めがあった場合、広域派遣しようとする都道府県又は市町村に登録している意思疎通支援を行う者について、市町村に登録しているものとしてみなし、広域派遣を行うものとする。

6 市町村は、前 2 項の配慮の求め又は広域派遣に相手方が協力しない場合であって、今後の情報保障への配慮に資するものであり、かつ、当該市町村による対応が困難な場合は、当該派遣について、府に調整を求めることができる。

7 府は、前項の市町村の求めがあったとき又は第 2 項の派遣を行うに当たり必要と認めるときは、当該派遣の必要の認められる圏域の都道府県若しくは市町村又は聴覚障がい者情報提供施設等へ派遣を求める調整を行うことができる。

（活動報告）

第 6 条 意思疎通支援者は、業務終了後 1 週間以内に意思疎通支援者活動報告書（様式第 3 号。以下「活動報告書」という。）を府に提出しなければならない。

2 府は、意思疎通支援者から提出された活動報告書について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

（活動手当等）

第 7 条 府は、活動報告書により適正に意思疎通支援が行われたことを確認したときは、別表に定める基準及び支払方法により、当該意思疎通支援者に対し別表に定める

活動手当その他の経費を支払うものとする。この場合において、府は、活動手当等の支払明細書を事前に送付するものとする。

2 府は、第5条第7項に基づく調整の結果、府の求めにより当該派遣を行った都道府県から活動手当等の請求があった場合は、当該請求に対し活動手当等を支払うことができる。

(費用等)

第8条 通訳に係る費用等の扱いについては、次によるものとする。

- 一 意思疎通支援者の派遣に係る申請者の費用 無料
- 二 意思疎通支援者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する入場料、参加費その他の費用 申請者の負担（意思疎通支援者に係るものを含む。）
- 三 意思疎通支援者の派遣を受けて行った活動において、意思疎通支援者の責に帰すべき事由により申請者の受けた損害 意思疎通支援者の負担

(意思疎通支援者による意思疎通支援の質の確保)

第9条 意思疎通支援者は、申請者に対する意思疎通支援を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 意思疎通支援に専念すること。
 - 二 利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資すること。
 - 三 意思疎通支援に当たって、正確性及び即時性の確保を期すこと。
 - 四 業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。
 - 五 この要綱の規定を遵守すること。
- 2 申請者は、意思疎通支援者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その旨を府に通報することができる。

(報告等)

第10条 府は、前条第2項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、意思疎通支援者に対し報告を求めることができる。

(是正指導)

第11条 府は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 一 第5条第2項の選定の打診があったにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないとき。
- 二 第6条第1項の期限までに正当な理由がないのに活動報告書の提出をしないとき。
- 三 第6条第2項の確認に正当な理由がないのに応じず、又は確認の結果、事実との

相違が認められたとき。

四 第9条第1項各号の事項を遵守しないとき。

五 前条の報告の求めに正当な理由がないのに応じず、又は同項の報告の結果、府が必要と認めるとき。

（意思疎通支援者の登録等の停止）

第12条 府は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該意思疎通支援者の登録を停止することができる。

一 前条に定める是正指導のために必要があるとき。

二 前条に定める是正指導に正当な理由がないのに従わないとき。

三 この要綱の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくはそそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 府は、前項の規定により登録を停止したときは、その旨を公表することができる。

（活動手当等の返還）

第13条 府は、第11条に定める是正指導、前条第1項に定める登録の停止又は大阪府手話通訳者養成研修事業実施要綱第16条若しくは大阪府要約筆記者養成研修実施要綱第16条の登録の抹消をした場合に必要と認めるときは、当該意思疎通支援者又は意思疎通支援者であった者に第7条の活動手当等の返還を請求することができる。

（秘密の厳守）

第14条 意思疎通支援者は、その登録の効力を失い、又は抹消された後も、業務上知り得た情報を申請者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（事務の協力）

第15条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がいに係る団体その他の関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年３月１７日から施行する。

○大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第1項の規定により、法第77条第1項第6号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行う要約筆記者（以下「要約筆記者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この要綱において、「特に専門性の高い意思疎通支援」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第3条 第1条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、第1条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第4条 府は、第1条の事業の実施に当たっては、要約筆記者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者（以下「修了者」という。）に要約筆記者養成研修修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

2 府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（研修の対象者）

第5条 養成研修の受講者は、府が実施する受講判定試験の合格者とする。

2 前項の試験を受けられる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- 一 府内に居住、通学または勤務その他活動の場を有する者であること。
- 二 要約筆記者として活動する意思がある者であること。

（登録試験の実施等）

第6条 府は、修了者に対し、必要な技術を有しているか審査するための大阪府要約

筆記者登録試験（以下「登録試験」という。）を実施するものとする。

（要約筆記者の登録）

第7条 府は、次の各号のいずれにも該当する者を要約筆記者として、登録することができる。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三 登録試験の合格者（すでに要約筆記者として登録している者を除く。）であって、要約筆記に係る実践研修において一定の技術があると認められる者であること。

2 前項の登録は、当該登録をした年度の3年後の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修をいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。この場合において、当該更新は直前の登録を行った年度から3年後の年度でなければ受けることができないものとする。

3 知事は、第1項の登録を受けた者に大阪府要約筆記者登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 第1項の登録を受けた者は、大阪府要約筆記者登録調書（様式第3号、以下「調書」という。）を提出しなければならない。

5 府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を要約筆記者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

6 要約筆記者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは「大阪府要約筆記者登録証再交付申請書」（様式第4号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

7 要約筆記者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

8 府は、要約筆記者から「大阪府要約筆記者登録辞退届」（様式第5号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

（事務の協力）

第8条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第 9 条第 1 項から第 2 項の規定により行った登録及び同条第 4 項の規定により行った登録の更新については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、この要綱第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

○大阪府失語症者向け意思疎通支援者の養成研修事業に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、失語症者のコミュニケーションを支援するために、必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者の養成研修の事業（以下「事業」という）を実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、「失語症」とは、大脳の言語に関係する中枢が損傷されることで、それまで自由に使っていた、「聞く」「話す」「読む」「書く」ということばの機能が低下することをいう。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、事業の実施に当たっては、この事業の一部または全部を、障がい者への深い理解と経験を有し、失語症者への相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

(養成研修等)

第4条 府は、事業の実施に当たっては、平成30年3月29日付け障企自発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について」で定める養成目標及びカリキュラムに基づき、意思疎通支援者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、研修を修了した者に失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

2 養成研修において開講するコースの種別及び目的は次の表に掲げるとおりとする。

種別	目的
リーダー養成コース	失語症者向け意思疎通支援者として府に登録し、府が実施する失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業において活動することができる者の養成
パートナー養成コース	失語症者支援にかかる基礎的な知識等の習得による、失語症者の親族その他身近な関係者等の失語症に対する理解促進

3 養成研修の講師は、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修（一般社団法人日本言語聴覚士協会主催）を修了した者又はこれと同等と府が認める者とする。

(養成研修の対象者)

第5条 リーダー養成コースの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者で、府が
適当と認めた者とする。

- 一 府内に居住、通学または勤務その他の活動の場を有する者であること。
 - 二 前条第2項に掲げる目的を理解し、向上心と責任感を持って受講できる者であること。
 - 三 修了後、失語症者向け意思疎通支援者として府に登録し、府が実施する失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業において活動する意思のある者
- 2 パートナー養成コースの対象者は、前項第1号及び第2号のいずれにも該当する者で、府が適当と認めた者とする。

(失語症者向け意思疎通支援者の登録)

第6条 府は、次の各号のいずれにも該当する者を失語症者向け意思疎通支援者として登録することができる。

- 一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。
 - 二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
 - 三 リーダー養成コースの修了者であって、失語症者支援に係る一定の技術があると認められる者であること。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、大阪府失語症者向け意思疎通支援者登録申請書（様式第2号。以下「登録申請書」という。）を添えて、府にその旨を申請しなければならない。なお、すでに提出している登録申請書の記載内容に変更があった場合も同様とする。
- 3 府は、第1項の登録を受けた者に大阪府失語症者向け意思疎通支援者登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 府は、登録申請書の提出を受けたときは、当該登録申請書に記載されている事項を失語症者向け意思疎通支援者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。
- 5 失語症者向け意思疎通支援者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府失語症者向け意思疎通支援者登録証再交付申請書」（様式第4号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。
- 6 府は、失語症者向け意思疎通支援者から「大阪府失語症者向け意思疎通支援者登録辞退届」（様式第5号。以下「登録辞退届」という。）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、登録辞退届の提出がなくとも府が登録の抹消を行うことができるものとする。なお、登録の抹消を受けた支援者は、登録証を府に返還しなければならない。

(関係団体との協力)

第7条 府は、事業の実施に当たっては、関係団体と密接に連携・協力することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

○大阪府失語症者向け意思疎通支援者の派遣に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、失語症者のコミュニケーションを支援するために、必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者の派遣事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「失語症」とは、大脳の言語に関係する中枢が損傷されることで、それまで自由に使っていた、「聞く」「話す」「読む」「書く」ということばの機能が低下することをいう。

2 この要綱において、「失語症者向け意思疎通支援者」とは、大阪府失語症者向け意思疎通支援者の養成研修事業に関する要綱第6条の登録を受けた者（以下「支援者」という。）をいう。

3 この要綱において、「失語症サロン」とは、大阪府内において次の各号のいずれにも該当する者等が集まり、交流及び情報交換を行う場であって、大阪府失語症者向け意思疎通支援者養成研修における実習の場を兼ねるものをいう。

一 大阪府内に居住する者であること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において定義される障害者であって、失語症のために意思疎通を図ることが困難な者であること。

（実施主体等）

第3条 第1条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、事業の実施に当たっては、この事業の一部または全部を、障がい者への深い理解と経験を有し、失語症者への相談支援機能を有する者に委託等して実施するものとする。

（支援内容）

第4条 支援者は、失語症者が失語症サロンにおいて行う参加者等とのコミュニケーションを支援するものとする。

（派遣の申請等）

第5条 失語症サロンを企画し、支援者の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、申請するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、申請者に代わって、府が申請することができる。

2 府は、前項の申請の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請の目的を達成するために必要な支援者を選定し、派遣するものとする。この場合において、府は、申請者に対し、「大阪府失語症者向け意思疎通支援者派遣（決定・却下）通知書」（様式第2号）を当該申請者あて交付するものとする。

- 一 営利を目的としたものでないもの。
- 二 別の手段により意思疎通支援を受けることができないもの。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的としないもの。

（活動報告）

第6条 支援者は、業務終了後1週間以内に大阪府失語症者向け意思疎通支援者活動報告書（様式第3号。以下「活動報告書」という。）を府に提出しなければならない。

2 府は、支援者から提出された活動報告書について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

（活動手当等）

第7条 府は、活動報告書により適正に意思疎通支援が行われたことを確認したときは、別表に定める基準及び支払方法により、当該支援者に対し別表に定める活動手当その他の経費を支払うものとする。

（費用等）

第8条 意思疎通支援に係る費用等の扱いについては、次によるものとする。

- 一 支援者の派遣に係る申請費用 無料
- 二 支援者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する入場料、参加費その他の費用 申請者の負担（支援者に係るものを含む。）
- 三 支援者の派遣を受けて行った活動において、支援者の責に帰すべき事由により申請者または失語症者の受けた損害 支援者の負担

（支援者による意思疎通支援の質の確保）

第9条 支援者は、失語症者に対する意思疎通支援を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 意思疎通支援に専念すること。
 - 二 利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資すること。
 - 三 意思疎通支援に当たって、正確性及び即時性の確保を期すること。
 - 四 業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。
 - 五 この要綱の規定を遵守すること。
- 2 申請者は、支援者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、そ

の旨を府に通報することができる。

（報告等）

第 10 条 府は、前条第 2 項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、支援者に対し報告を求めることができる。

（是正指導）

第 11 条 府は、支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずることを求めることができる。

一 第 5 条第 2 項の選定の打診があったにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないとき。

二 第 6 条第 1 項の期限までに正当な理由がないのに活動報告書の提出をしないとき。

三 正当な理由なく、第 6 条第 2 項の確認に応じないとき。又は確認の結果、事実との相違が認められたとき。

四 第 9 条第 1 項各号の事項を遵守しないとき。

五 正当な理由なく、前条の報告の求めに応じないとき。又は報告の結果、府が必要と認めるとき。

（支援者の登録等の停止）

第 12 条 府は、支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該支援者の登録を停止することができる。

一 前条に定める是正指導のために必要があるとき。

二 正当な理由なく、前条に定める是正指導に従わないとき。

三 この要綱の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、そそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 府は、前項の規定により登録を停止したときは、その旨を公表することができる。

（活動手当等の返還）

第 13 条 府は、第 11 条に定める是正指導、前条第 1 項に定める登録の停止又は大阪府失語症者向け意思疎通支援者の養成研修事業に関する要綱第 6 条の登録の抹消をした場合に必要と認めるときは、当該支援者又は支援者であった者に第 7 条の活動手当等の返還を請求することができる。

（秘密の厳守）

第 14 条 支援者は、その登録の効力を失い、又は抹消された後も、業務上知り得た情報を申請者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（事務の協力）

第 15 条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、失語症者支援に係る団体その他の関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

○大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第3条の規定に基づき実施する聴覚に障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る機会の確保等の取組みに関するタスクフォースに関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第3条の規定に基づき実施する聴覚に障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る機会の確保に関する取組みその他これに類するものに関し、その高度専門性を確保し、円滑かつ効果的に推進するため、タスクフォースの運営に必要な事項を定める。

(業務)

第二条 タスクフォースは、次の各号を担うものとする。

- 一 聴覚に障がいのある子ども及びその保護者の言語としての手話の習得の支援に関する取組み（以下「取組み」という。）に関する年間計画及び個別計画の策定
- 二 聴覚に障がいのある子ども及びその保護者の相談支援ネットワーク事業の総合調整
- 三 取組みに関する人材の確保に係る企画立案並びに総合調整、カリキュラム、テキスト、登録のための要件及びその確認手法の策定並びにこれらの評価及び検証
- 四 前各号に掲げるもののほか、これらの円滑かつ効果的な推進のために必要な事項

第三条 タスクフォースの責任者（以下、「責任者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者であって知事が認め登録したものとする。

- 一 聴覚に障がいのある子どもの教育分野に関する専門的見識を有すること
 - 二 聴覚に障がいのある子どもの心理的支援に関する専門的見識を有すること
 - 三 取組みに関する専門的見識及び十分な実践経験を有すること
- 2 タスクフォースは、前項各号のいずれかに該当する者であって責任者の推薦を受けて知事が認め登録したものにより構成するものとする。
- 3 知事は、前二項により登録した者について登録証（様式）を交付するものとする。
なお、登録証の有効期間は、3年を超えない範囲で知事が定める期間とする。
- 4 責任者に事故があるときは、責任者があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。なお、責任者は当該指名を行ったときは、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。

(委任)

第四条 この要綱に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し 必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

○大阪府聴覚障がい児手話言語獲得支援者養成確保等に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（平成29年3月29日大阪府条例第四号。以下「大阪府手話言語条例」という。）第3条の規定に基づき、聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るため、聴覚障がい児の言語としての手話の獲得を支援する者（以下「手話言語獲得支援者」という。）の養成確保等の事業を実施するために必要な事項を定める。

（実施主体等）

第2条 第1条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 府は、第1条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい児への深い理解と経験を有し、聴覚障がい児への言語としての手話の獲得に関する専門的機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第3条 府は、第1条の事業の実施に当たっては、手話言語獲得支援者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、養成研修を修了した者（以下「修了者」という。）に修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

2 府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（養成研修の対象者）

第4条 養成研修の対象者は、手話言語獲得支援者として活動する意思がある者であって、府が適当と認めたものとする。

（手話言語獲得支援者の登録）

第5条 府は、次の各号のいずれにも該当する者を手話言語獲得支援者として登録することができる。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三 養成研修の修了者、又は、府がこれと同等と認める者であること。

2 前項の登録は、当該登録をした年度の翌々年度の年度末までの間にその更新（更

新のための現任研修を受講し、修了することをいう。以下「更新」という。)を受けなければ、その効力を失う。この場合において、更新は直前の登録を行った年度の翌々年度でなければ受けることができないものとする。

3 第1項の登録を受けようとする者は、大阪府手話言語獲得支援者登録調書(様式第2号。以下「調書」という。)を提出しなければならない。

4 知事は、前項により調書を提出した者であり、第1項各号のいずれにも該当する者に大阪府手話言語獲得支援者登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

5 府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を大阪府手話言語獲得支援者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

6 手話言語獲得支援者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話言語獲得支援者登録証再交付申請書」(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出しなければならない。

7 知事は、前項により再交付申請書を提出した者であり、第1項各号のいずれにも該当する者に登録証を再交付するものとする。

8 手話言語獲得支援者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

9 手話言語獲得支援者は、その登録を辞退するときは、「大阪府手話言語獲得支援者登録辞退届」(様式第5号。以下「辞退届」という。)を提出しなければならない。

10 府は、前項により手話言語獲得支援者から辞退届の提出を受けたときは、その登録を取り消し、大阪府手話言語獲得支援者登録台帳から削除するものとする。

11 府は、手話言語獲得支援者が第1項各号のいずれかを満たさなくなったときは、その登録を取り消し、大阪府手話言語獲得支援者登録台帳から削除するものとする。

(手話言語獲得支援者の派遣)

第6条 府は、聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るため、手話言語獲得支援者の派遣の要請があったときその他知事が必要と認める場合は、手話言語獲得支援者を、派遣することができる。

(事務の協力)

第7条 府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。